

神戸市立自然の家 指定管理者公募 再質問回答書

No	参照質問No.	資料名	ページ	項目名	質問	回答
1	2	応募要領	3	3 施設について (2) 自主事業、目的外使用料の現在の状況	質疑回答、新No.2について、六甲施設を宿泊目的ではなく、別の非営利活動（利用者に対して料金を課さない事業）のために有効活用した場合、目的外使用料は不要、という認識で間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	8	応募要領	9	5 指定管理者が行う業務 (6) リニューアル（設計・施工）に係る業務【提案5】	質疑回答、新No.8にある「委託契約により市から指定管理者が受託したりリニューアル（設計・施工）にかかる業務の一部を…」とありますが、設計者が共同事業体の構成員で、施工業者が未定または意向表明書取得を提出している施工業者の場合、契約は指定管理者（共同事業体）と施工業者での契約になりますか？それとも、貴市と施工業者の直接契約になりますでしょうか？	市は指定管理者と設計・施工一体で契約を行うことを予定しており、市は指定管理者以外と設計・施工にかかる契約を行うことはありません。 なお、委託契約により市から指定管理者が受託したりリニューアル（設計・施工）にかかる業務の一部を、受託者（指定管理者）が第三者に行わせる場合は再委託となり、あらかじめ書面による市の承諾が必要です。
3	28	応募要領	34	18 リスク分担	質疑回答、新No.28「リスク分担表は指定管理業務における市と指定管理者との間において想定されるリスクに対するものです」とありますが、一般利用客増加に伴うリスクヘッジとして、夜間等の場内安全管理のために、一部またはあるエリア（遊歩道や湖へのアクセスなど）に対して立ち入り禁止対応を運営者判断で実施することは可能でしょうか？	指定管理者の判断で立ち入り禁止対応を実施することはできません。
4	34	要求水準書	16	IV. 事業者による自主事業 1. 業務内容 (1) 給食等の提供	質疑回答、新No.34「給食等の提供にあたり、調理場所が施設内であるか施設外であるかは問いません」について、過去5年分の給食などの事業実績を開示いただくことは可能でしょうか。給食などは別途となっており、数字の公表がないと認識しております。	現在、市が保有する給食等の提供業務の実績は、平成30年度以降の収支のみとなります。平成30年度以降の収支については、以下のとおりです。 平成30年度 収入 46,351千円 支出 43,309千円 令和元年度 収入 49,653千円 支出 43,752千円 令和2年度 収入 9,978千円 支出 24,607千円 令和3年度 収入 16,938千円 支出 28,670千円
5	35	要求水準書	17	V. 施設のリニューアルに係る業務 1. 施設別の整備内容	質疑回答、新No.35について、敷地内樹木の伐採についての回答がありますが、この敷地内の緑地帯や敷地内遊歩道、穂高湖は、利便施設「宿泊棟（六甲施設、摩耶施設）、キャビン施設、テントサイト施設、駐車場、その他野外活動施設」のうち、その他野外活動施設に入るという認識で間違いないでしょうか。	自然の家の敷地内で危険木以外の樹木の伐採を行う場合は、全て環境省の許可が必要になりますので、提案前に環境省近畿地方環境事務所神戸自然保護官事務所（Tel078-331-1146）に必ず確認してください。 なお、要求水準書18ページの「テントサイトを新設するための樹木の伐採・伐根については、必要最小限の範囲で認める」に基づき伐採等を行う場合も、同様に環境省近畿地方環境事務所神戸自然保護官事務所に必ず確認してください。